

東みよし町阿波加茂駅待合施設掲示物管理要綱

令和8年4月15日

告示第100号

(趣旨)

第1条 この告示は、阿波加茂駅待合施設(以下「待合施設」という。)におけるポスター、掲示物の掲示に係る手続及び掲示物の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「掲示物」とは、町民等への周知を目的とするポスター、チラシその他これらに類するもので、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 東みよし町(以下「町」という。)及び東みよし町教育委員会が主催し、共催し又は後援する事業に関するもの
- (2) 官公庁、他の地方公共団体その他公益団体が主催し、共催し、又は後援する事業に関するもの
- (3) 学校の事業に関するもので公益性の高いもの
- (4) 地域団体又は文化団体の事業に関するもので公益性の高いもの
- (5) その他企画課長が特に必要があると認めるもの

(掲示物の形状寸法)

第3条 掲示できる掲示物の大きさは、A2判(594ミリメートル×420ミリメートル)以下とする。

(掲示場所)

第4条 第2条各号のいずれかに該当する掲示物の掲示は、待合施設において町が設置する掲示板に掲示するものとし、それ以外の場所に掲示してはならない。

(掲示物の掲示申込み)

第5条 前条の掲示板に掲示物を掲示しようとする者は、申込書(別記様式)を企画課長に提出し、許可を受けなければならない。

(掲示物の掲示許可)

第6条 前条の規定による掲示申込みに対する許可は、当該掲示物に受付印を押印することにより行うものとする。

(掲示物の掲示許可の取消し等)

第7条 前条の許可を受け掲示された掲示物であっても、当該箇所を町が公用又は公共用に供する必要が生じたときは、企画課長は、掲示許可の全部又は一部を取り消し、当該掲示物を撤去し、又は移動させることができる。

2 企画課長は、掲示物がこの要綱の規定に違反していると認めるときは、掲示許可を取り消し、当該掲示物の撤去又は移動を命ずることができる。

(掲示期間等)

第8条 第6条の許可を受けた掲示物の掲示期間は、2ヵ月以内とする。

2 掲示物の掲示は、同一の申込者につき掲示期間内において1枚に限るものとする。ただし、企画課長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 掲示板の掲示状況により掲示場所を確保できないときは、掲示を認めないことがある。
(掲示物の取扱い)

第9条 第6条の許可を受けた掲示物は、申込者が掲示及び撤去を行うものとする。

2 申込者は、前条第1項の掲示期間が満了したときは、速やかに当該掲示物を撤去しなければならない。

3 掲示期間を経過した掲示物については、企画課長が撤去することができる。

4 掲示物は、既に掲示されている掲示物と重複し、又は覆い隠すことのないよう掲示しなければならない。

5 第6条の許可を受けずに掲示された掲示物については、企画課長が撤去することができる。

(禁止事項)

第10条 次に掲げる掲示物を掲示してはならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの

(2) 専ら営利を目的としたもの

(3) 政治活動又は宗教活動に関するもの

(4) 個人又は団体を支持し、又は誹謗中傷するもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、企画課長が公益を害するおそれがあると認めたもの

(損害賠償の義務)

第11条 申込者は、掲示又は撤去の際等に、掲示板等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第12条 企画課長は、申込者がこの要綱の規定に違反したと認めるときは、当該申込者の掲示申込みについて受付を制限することができる。

2 この要綱に定めるもののほか、掲示に係る手続き及び掲示物の管理に関し必要な事項は、企画課長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。